

公益社団法人あおもり被害者支援センターは、平成22年2月24日、青森県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる団体として「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

## 支援内容 (すべて無料です)



### 犯罪や交通事故被害相談電話

**017-721-0783**  
ゼロナヤミ

午前9:00～午後5:00  
(土日祝日・年末年始を除く)  
研修を受けた相談員が  
電話での相談を受けています。

### 面接相談(予約制)

弁護士による法律相談と臨床心理士による  
カウンセリングを行っています。

### 直接的支援

病院・警察署・裁判所等への  
付添支援を行っています。

### 自助グループへの支援

犯罪の被害や交通事故の被害等の体験を分  
かち合い、支え合うための自助グループへの  
支援を行っています。

### 性暴力被害専用相談電話

あおもり性暴力被害者支援センター  
**りんごの花ホットライン**

シャープ はやくワンストップ

**# 8891**

又は

**017-777-8349**

午前9:00～午後5:00

(上記時間以外、土日祝日・年末年始は)  
国のコールセンターにつながります。)

<http://www.aomori-vs.com/>



警察では、各種の相談窓口を設け、被害者からの様々な相談に応じています。被害者ご本人からだけでなく、ご家族やご友人からの相談も受け付けています。

警察で対応できないことについては、専門の機関をご紹介しますので、どこに相談したらよいかわからない場合も、警察の相談窓口をご利用ください。

### \* 被害相談窓口 \*

#### 警察安全相談室

#9110 又は 017-735-9110	午前8:30～午後5:00 (土日祝日・年末年始を除く)	DV、ストーカー、特殊詐欺、犯罪等による被害の未然防止に関する相談や県民の安全と平穏に関する相談
-----------------------------	---------------------------------	--

#### 性犯罪被害110番

#8103 又は 0120-89-7834	24時間 (夜間・土日祝日は当直員が担当)	性犯罪の被害などに関する相談 (夜間・土日祝日は対応警察官の性別を選べない場合があります。)
-----------------------------	--------------------------	---

#### 青森県警察少年サポートセンター

青森少年サポートセンター 新町センター 0120-58-7867	午前8:30～午後5:15 (土日祝日・年末年始を除く)	子供が悩んでいること、大人からの子どもについての心配事の相談
青森少年サポートセンター 安方センター 017-776-7676		
八戸少年サポートセンター 0178-22-7676		
弘前少年サポートセンター 0172-35-7676		

#### 公益財団法人青森県暴力追放県民センター

017-723-8930	午前9:00～午後5:00 (土日祝日・年末年始を除く)	暴力団からの被害などに関する相談
--------------	---------------------------------	------------------

#### 公益社団法人あおもり被害者支援センター(別頁参照)

### \* お問い合わせ \*

#### 青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

017-723-4211

青森県警察ホームページ

<https://www.police.pref.aomori.jp/>



R7.7

もっと詳しく知りたい方はこちらを検索

→「ギュっとCH(チャンネル)」

支援制度や相談窓口に関する情報が掲載されています

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/>

# あなたの こころの声に こたえたい

警察の「被害相談窓口」をご存じですか？

困っていること、不安なこと、手助けの必要なこと

あなたの心の扉をひらいてお聞かせください。

警察では、あなたとあなたのご家族が安心して

暮らせるよう様々な取組を行っています。



青森県警察

# 被害者への理解を深めるために

## 被害者の抱える様々な問題

犯罪の被害に遭われた方は、犯罪による直接的な被害（けがをする、ものを盗まれる）だけでなく、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。このような問題は「二次的被害」と呼ばれます。例えば・・・

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や、失職・転職などによる経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス、不快感

・・・などの問題が生じます。

警察では、被害者の要望に応えるため、関係機関・団体や地域の皆様と連携して被害者の抱える問題の解決に努めています。

## 被害者の心理

被害者の抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心にも変調をきたすことが多いです。しかし、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こることで、見た目はしっかりしていても、感情がマヒして現実感を失っていることがあります。

恐怖感、自責感  
不安感、無気力・絶望感  
**心理的反応**  
孤独感・疎外感  
怒り・復讐心

緊張・動悸  
下痢・吐き気  
**身体的反応**  
食欲不振  
不眠・悪夢

感覚・感情のマヒ  
現実だという感覚がない  
**感覚的反応**  
自分が自分でないと感じる  
記憶力・判断力の低下

被害者を責めたり、無理に励ますことは避けてください。被害者の心の傷の回復には周囲の人々の理解と共感と支持が大切です。

## 警察における被害者支援の取組



### 施策1 情報提供

#### ① 被害者の手引

被害者の方には、刑事手続の流れや支援内容などの情報をまとめたパンフレット「被害者の手引」を差し上げています。

#### ② 被害者連絡制度

原則として、捜査の状況や逮捕被疑者の処分状況などについて、担当警察官から連絡をいたします。

#### ③ 訪問・連絡活動

被害者の方の要望に応じて、交番や駐在所の警察官による訪問・連絡活動を行います。

### 施策2 直接支援

#### ① 指定被害者支援要員

捜査員とは別の警察職員（指定被害者支援要員）が事件発生直後から病院へ付添うなど、被害者の方の心情に配慮しています。

#### ② 性犯罪被害者の方への対応

性犯罪被害者の方の要望に応じて、希望する性別の警察官による事情聴取や捜査状況の連絡を行うよう配慮しています。

#### ③ 事情聴取

事情聴取は、被害者の方が安心して話せるような部屋で行うよう配慮しています。

#### ④ 被害者支援用車両

被害現場等では、外から中の様子が分からないようにしたワゴン車を使用するなどして、被害者の方のプライバシーに配慮しています。

### 施策3 公費負担制度

被害者の方で、一定の条件に該当する場合は

- ・診断書料、初診料、初診に係る投薬料など
  - ・性犯罪被害に係る性感染検査費用
  - 緊急避妊に要する費用
  - 人工妊娠中絶に要する費用
  - ・司法解剖後のご遺体を搬送する費用
  - ・一時避難が必要な方に対する宿泊費
  - ・医療機関におけるカウンセリング費用
- などを公費で負担する制度があります。

### 施策4 カウンセリング

被害者や家族、ご遺族などには、臨床心理士等の資格を持つ警察職員がカウンセリングを行っています。

### 施策5 犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により亡くなられた被害者のご遺族や、重傷病を負い、又は身体に障害が残った被害者の方に対して、国から給付金が支給される制度です。

※ 親族間犯罪や被害者の方にも原因がある場合などには給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償や損害賠償を受けたときは給付金の額が調整されます。

### 施策6 民間被害者支援団体との連携

電話や面接による相談、病院や裁判所などへの付添い、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングなどを行っている「公益社団法人あおもり被害者支援センター」と連携し、途切れのない支援活動を行っています。

※上記の制度については、青森県警察のホームページでも紹介しています。